

ふらっと.come!

平成25年 3月11日 第29号

発行者 特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」
〒273-0011 船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101
TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776
HP <http://www1.ocn.ne.jp/~flatcome/>
Email flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



出生前診断を危惧する

船橋福祉相談協議会理事長 宮代 隆治

出生前診断、胎児の染色体検査を従来より安全、確実に実施する方法が米国で開発され、その受診を斡旋する業者が国内にも現れたとのこと。安易な検査実施については、日本産婦人科学会も従来から懸念を表明しており、その対象年齢や実施する施設を限定しながら、遺伝カウンセリングを行うこと等が指針とされたばかりである。

障害関係団体からは、当然このことについて異論が寄せられる。例えば染色体異常が判明、生まれてくる子供がダウン症であるとして出産を拒否、中絶を選択することに安直に繋がるのでは。命の選別が行われ、大切にされる命とそうでない命に分けられ、それは障害そのものが選別かけられること。障害者の生存に赤信号が灯ることになる。

「障害のあることは不幸、ないに越したことはない」から「ない方がよい」から「あってはならない」へ。恥ずべき、許されない思想が亡霊の如く蘇る。この不条理な呪縛に一体どれだけの人が苦しめられ、貶められて来たことか。障害のあることが「負」であるとの印象が、社会から払拭されない限り克服できない現実であるのか。そうさせているのは何なのか、誰なのか…。

平等が約束された上での共存、何より生命の尊重は人類の命題であり、いついかなる場面でもそのことが実現しなければならない。性別や年齢や人種や国境を越えて。

より安全、確実な出生前診断は科学技術の進歩のもたらしたものであろう。科学技術の進歩は、私たちが苦役から解放するためにこそあらねばならない。が、原発事故のもたらした惨状を見るにつけ、このことの困難さを思い知らされるのも事実。私たちは進歩する科学技術とそれをコントロールする思想や技術を身に付けていないようである。

ただ、命を選別し存在を否定するような事態には「ダメだし」をしなければならない。



協働について

船橋市障害福祉課 相談支援係 茂田 友里枝

みなさま、こんにちは。今年度、障害福祉課に配属されてから3年目を迎えました。ご存知の方もいるかもしれませんが、障害福祉課には若い職員が多く、有難いことに今年度から船橋市自立支援協議会（就労支援部会）や地域意見交換会といった話し合いへ参加させていただけるようになりました。このような場へ参加させて頂くと、改めて市の職員という目で見られていることを実感します。

現在、障害福祉の分野においては、障害者が自ら利用するサービスや事業所を選択できるようになっています。しかし、中には選択することや制度を理解することが困難で、『自ら決める』ということがサービスを利用する壁となっている方もいます。

このような状況の中、先に述べた話し合いへ参加すると、『自ら決める』ということが難しい方々への支援に関する相談事例の話しが多く出ます。

しかし、実際の支援の場においては、家族の信頼や理解が得られず、ご家族からの協力が得られない、本人の特性に合った事業所が見つからないなど、障害福祉課だけで支援が完結することが難しい事例があります。このような難しいケースの場合は、地域包括支援センター、保健所、サービス提供事業所等の関係機関との連携が必要となり、それがいかに大切か実感します。

今後は関係機関とよりいっそう連携できる体制を構築し、市民のニーズに柔軟に対応できるように努力していきたいと思っております。今後よろしくお願いいたします。

生きづらさ・生きなおし

ふらっと船橋 所長 清水博和

今年度、触法関係の会議や研修等のお誘いが事務所に届く様になり、この分野への重要性が問われる様になった事は、障害のある方には公正な審判が下されるのではと思います。これまでも受刑という社会的措置を受けており、そこに至るまでの過程において障害への特性を考慮されにくかった（障害？）と言った感じだったのかもしれない。講演の中で毎度、「受刑者の6～7割に知的及び何らかの障害が認められる」という話が出てくる。これは、刑務所内に社会福祉士などの専門職を導入した事で曖昧だった部分が明らかになってきた事もあるだろう。（CAPAS 検査等）受刑期間を終えて地域社会に戻る際、今後の生活等に見通しを立てる支援を行う機関として地域定着センターが各都道府県に1ヵ所設置されている。あるセンター長の話の中に、センターの目的は「再犯防止という観点ではなく、生きなおしという視点での支援」である。また、地域における居場所や目的が無いまま放置されてきた結果、欲しいものは盗み食べたいから無銭飲食をするといった、我慢をする事やその行為をしなくても良い環境が無かった事が問題。擁護する訳では無いが、起こした罪は社会的には許されない事なのは承知だが、罪名だけを聞きくと「窃盗、詐欺、傷害」等当然だが重く聞こえる。面会等を重ねる事で徐々に本人の生きづらさの様なものが見えて、周囲の配慮や何かしらの支援に繋がっていればそこに入ることは無かった障害者も少なくない。（受刑になり障害が発覚する場合もある）

また、司法関係者においても障害の疑いを面接等で早期に気づき、関係機関等の助言を求めながら関わられている方も増えてきており、弁護士を頼ってほしいとの事。

地域の相談支援機関には不起訴により受刑には至らず釈放、保護観察等の措置がなされた障害者に対して、生活等の組み立てや仕事に向けての関わりを持つケースもある。ただ、引受ける事業所の管理者の理解だけでは思う様には行かず、役員・保護者・現場職員等の理解や思いも当然必要になる。触法障害者という入り口では無く、本人の障害特性等への視点から対応方法を展開する事で、問題の半分は解消出来るのではないかととも言われている。（全ての方にとは言えない）

一概には言えないが、地域で生きる上で様々な問題の整理がなされない事により触法に至る事は誰にでも在り得ると考える。しかし、その方の生きづらさへの支援を地域においてネットワークを組む事である意味「生きなおし」が可能になる方も多くなるのではと思う。（課題はあっても・・・）

お知らせ！！

FAS-net 関係のご案内。

○第5回 例会：

日時：3月26日（火）15：00～

場所：市 602 会議室

△各種委員会： 日 時 場 所

・政策 3月18日 13：00～ 市113会議室

・広報 3月18日 15：00～ 市113会議室

・研修 3月22日 14：00～ サービス公社